

「電子入札システム現行要件調査及び分析支援業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 総務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）第2条の規定に基づき、「電子入札システム現行要件調査及び分析支援業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「320：各種調査企画」の「B：コンサルティング（建設コンサル等を除く）」で登録されている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りでない。
- (3) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案者の概要
- (2) 提案者の業務実績
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務の実施体制等
- (5) 当該業務に関する具体的な提案
- (6) その他、当該業務に必要な事項

2 本市は、提出した提案書の実績等を確認するため、実績が確認できる書類の提出を提案者に求めることができる。

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績・実施体制
 - (2) 提案内容
 - (3) 企業としての取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の集計及び報告
 - (3) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長	総務局DX基盤課長
副委員長	総務局契約第二課長
委員	総務局契約第一課長
委員	会計室審査課長
委員	行財政局財政課新財務会計システム構築等担当課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を会計室第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）に報告するものとする。また、委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。
 - 6 評価委員会は非公開とする。

(提案資格確認の通知)

第7条 取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の審査)

第9条 業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年6月9日から施行する。